

岩手県議会告示第2号

岩手県議会図書室管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年2月26日

岩手県議会議長 佐々木 博

岩手県議会図書室管理規程の一部を改正する告示

岩手県議会図書室管理規程（昭和40年岩手県議会告示第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第100条第18項</u> の規定により岩手県議会に附置した議会図書室（以下「図書室」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第100条第19項</u> の規定により岩手県議会に附置した議会図書室（以下「図書室」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成25年3月1日から施行する。